

< 5号関係 > 「業況の悪化している業種^{*}」 ※ 最新の情報は、市HPをご確認ください。

(イ) 売上高等の減少によるもの

1 認定要件

【業歴1年3か月以上の事業者】

- ① 指定業種に属する事業（以下、指定事業）のみを営んでいる
 - ・最近3か月の売上高等が前年同期に比して5%以上減少していること
- ② 指定事業と非指定事業を営んでいる（兼業）
 - ・最近3か月における指定事業の売上高等が全体の売上高等の5%以上を占めており、かつ全体と指定事業それぞれの最近3か月の売上高等が前年同期に比して5%以上減少していること

【業歴1年3か月未満の事業者（創業者）】

- ③ 指定事業のみを営んでいる
 - ・最近1か月の売上高等がその直前の3か月の月平均売上高等に比して5%以上減少していること
- ④ 指定事業と非指定事業を営んでいる（兼業）
 - ・最近1か月における指定事業の売上高等が全体の売上高等の5%以上を占めており、かつ全体と指定事業それぞれの最近1か月の売上高等がその直前の3か月の月平均売上高等に比して5%以上減少していること

2 必要書類 ※ 各書類の具体例は、「セーフティネット保証 添付資料の例」をご確認ください。

- ・認定申請書
- ・市内における事業実態が確認できる書類
- ・指定事業を営んでいることが確認できる書類
- ・指定事業における各対象月の売上高等が確認できる書類
- ・（兼業の場合のみ）企業全体における各対象月の売上高等が確認できる書類
- ・（創業者の場合のみ）創業者であることが確認できる書類

(ロ) 原油価格の上昇によるもの

1 認定要件

【業歴1年3か月以上の事業者】

① 指定事業のみを営んでいる

次のいずれにも該当すること

- (1) 最近1か月の売上原価のうち原油等の仕入額が20%以上を占めていること
- (2) 最近1か月の原油等仕入単価が前年同月に比して20%以上上昇していること
- (3) 最近3か月の売上高等に占める原油等の仕入額の割合が前年同期に比して上回っていること

次ページへつづく

(ロ) 原油価格の上昇によるもの (つづき)

② 指定事業と非指定事業を営んでいる (兼業)

最近1か月における指定事業の売上原価が中小企業者全体の売上原価の20%以上を占めており、かつ、次のいずれにも該当すること

- (1) 中小企業者全体と指定事業それぞれの最近1か月の売上原価のうち原油等の仕入額が20%以上を占めていること
- (2) 指定事業の最近1か月の原油等仕入単価が前年同月に比して20%以上上昇していること
- (3) 中小企業者全体と指定事業それぞれの最近3か月の売上高等に占める原油等の仕入額の割合が前年同期に比して上回っていること

2 必要書類 ※ 各書類の具体例は、「セーフティネット保証 添付資料の例」をご確認ください

- ・ 認定申請書
- ・ 市内における事業実態が確認できる書類
- ・ 指定事業を営んでいることが確認できる書類
- ・ 指定事業における各対象月の原油等の仕入価格、売上原価及び売上高等が確認できる書類
- ・ (兼業の場合のみ) 企業全体における各対象月の原油等の仕入価格、売上原価及び売上高等がわかる書類 1

(ハ) 利益率の減少によるもの

1 認定要件

【業歴1年3か月以上の事業者】

① 指定事業のみを営んでいる

- ・ 最近3か月の月平均売上高営業利益率が前年同期に比して20%以上減少していること

② 指定事業と非指定事業を営んでいる (兼業)

- ・ 最近3か月における指定事業の売上高が中小企業者全体の売上高の5%以上を占めており、かつ、中小企業者全体と指定事業それぞれの最近3か月の月平均売上高営業利益率が前年同期に比して20%以上減少していること

2 必要書類 ※ 各書類の具体例は、「セーフティネット保証 添付資料の例」をご確認ください

- ・ 認定申請書
- ・ 市内における事業実態が確認できる書類
- ・ 指定事業を営んでいることが確認できる書類
- ・ 指定事業における各対象月の利益率が確認できる書類
- ・ (兼業の場合のみ) 企業全体における各対象月の利益率が確認できる書類

◎災害等の影響により前年同期の売上高等が著しく低かった場合

災害、大型倒産、予期せぬ事故等の特殊事情に起因するもので、営業日数の制限等により著しい売上高等の減少が決算書等により客観的に確認できる場合であれば、下記の要件を満たした場合に、比較対象月を災害等の影響を受ける前の同期と比較することが可能です。

【対象者】

前年同期の月平均売上高等が

①特殊事情が発生した事業年度の月平均売上高等

または

②特殊事情が発生する直前の事業年度の月平均売上高等

と比べて、20%以上減少している場合

※非指定事業と兼業している場合、指定事業と事業全体の両方を比較し、いずれも20%以上減少している必要があります。

【必要書類】

各申請で必要な書類に加えて、

・前年同期の売上高等が確認できる書類

・上記①又は②の数値が確認できる書類（売上台帳、確定申告書など）

を併せて提出してください。

セーフティネット保証認定 添付書類の例

※書類の適正管理のため、添付書類の余白に事業所名を記載してください。

※いずれもコピー可

○市内における事業実態が確認できる書類

法人謄本（履歴事項全部証明書）又は抄本（現在事項全部証明書）、確定申告書
法人事業概況説明書、会社案内、名刺 など

○各対象月の売上高等がわかる書類*

※申請書に記載するすべての数値に対する確認資料が必要です。

売上台帳、法人事業概況説明書、試算表、損益計算書、確定申告書、その他事業者
が売上高等の管理のために普段から作成している書類

○創業者であることが確認できる書類

法人謄本（履歴事項全部証明書）、開業届、許認可証など

○指定事業を営んでいることが確認できる書類

現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書、法人事業概況説明書、決算報告書
確定申告書、会社案内、許認可書（営業許可証）、会社パンフレット、ホームページを
印刷したもの、請求書、名刺、製品の写真、工事履歴、請負契約書、取引履歴など

○各対象月の利益率がわかる書類

試算表、損益計算書など、売上高等と営業利益（または売上、売上原価、経費）が
わかる書類